

第1章 海部南部水道企業団管内の概要と水道事業の沿革

第1節 概要

当企業団の給水区域である愛西市(旧佐屋町・旧立田村に限る)、弥富市、飛島村及び蟹江町の一部は、愛知県の西南部に位置しています。その面積は、109.6k㎡となっており海部津島を含めた面積の62.4%を占め、ほぼ名古屋市の3分の1強を有しています。管内のほとんどが海拔ゼロメートル以下の低湿な沖積地であり、河川改修、機械排水など水管理が極めて重要な地域となっています。地質的には、下位から第4紀更新世(今から約1万年以前)に堆積した砂礫シルト層と、完新世(今から約1万年以後)に堆積したシルト、中～粗粒砂層から形成されています。気象的には、太平洋式気候に属し、年間平均降水量は1,900mm前後、年平均気温は15度前後で、夏季は高温多湿、冬季は乾燥するも降雪は比較的少ない地域となっています。

当地区は、純農村地帯としての役割を果たしてきましたが、昭和34年の伊勢湾台風の災害を契機として、昭和40年台におけるいわゆる都市化現象により団地の造成などが活性化し、特に名古屋市のベッドタウンとしての交通の利便な、旧佐屋町(現愛西市)及び旧弥富町(現弥富市)は、人口が急増したことと併せ臨海地帯の企業の進出により、飛躍的な伸びを示してきましたが近年は、少子高齢化の進展等に伴い人口は減少傾向で推移しています。

管内の道路網は、南北に国道155号線、県道一宮・蟹江・飛島線及び国道302号線が、東西に東名阪自動車道(弥富IC)、国道1号線、国道23号線及び伊勢湾岸自動車道(飛島IC・湾岸弥富IC・弥富木曾岬IC)が整備されていますが、管内を流れる木曾川、鵜戸川、善太川、日光川及び筏川に架かる橋梁が倒壊し道路が分断される可能性があり、防災上の問題が指摘されています。

公共交通機関としては、名古屋鉄道(日比野駅・佐屋駅・五ノ三駅・弥富駅)、近畿日本鉄道(富吉駅・佐古木駅・弥富駅)及び東海旅客鉄道JR(永和駅・弥富駅)が運行しています。



第2節 水道事業の沿革

海部南部水道企業団は、昭和34年9月当地方を襲った伊勢湾台風により壊滅的な被害を被った罹災5か町村が152の簡易水道施設を統合して上水道としたのが創設の基幹であります。昭和35年5月一部事務組合の設立が許可され、1日最大給水量7,500 m^3 、給水人口50,000人で事業着手し、昭和37年2月給水を開始しました。開始後の経過は年表(資料1)の通りです。

構成団体の飛躍的な発展は、需要水量の急激な増加に繋がり、これに対応するため昭和43年2月に変更認可を受け、昭和47年度を目標年次として、1日最大給水量25,500 m^3 、給水人口85,000人で第1期拡張事業を実施しました。

第1期拡張事業と併行して、伊勢湾西部に名古屋港管理組合が造成した地域への給水を行う必要が生じたこと、これに伴い名古屋市ベッドタウンとしての人口の増加、生活環境の向上等による水需要の増加に備え、昭和46年3月に認可を受け、昭和52年度を目標年次として、1日最大給水量54,489 m^3 、給水人口155,680人で第2期拡張事業を実施しました。

さらに、当企業団の給水区域は、南北22.5kmと非常に細長く、両端の立田・弥富両配水場から給水しており、水需要の多い中央部での水圧低下の解消と、将来の給水量の増加に対応できる佐屋配水場、管理庁舎等を増設するため昭和63年2月に変更認可を受け、平成12年度を目標年次として、1日最大給水量59,400 m^3 、給水人口92,800人で第3期拡張事業を実施しました。(表1)

その後、施設の老朽化・耐震化対策として、石綿セメント管更新事業(平成7年度から平成25年度までの19年間、更新延長155.5km)、立田・弥富配水場設備更新事業(平成16年度から平成20年度までの5年間、管理本館耐震補強工事及び電気機械設備更新工事)、佐屋配水場設備更新事業(平成22年度から平成25年度までの4年間、中央監視制御設備更新工事)及び鉛給水管改修事業(平成22年度から平成25年度までの4年間、改修件数81件)を実施しました。

そして現在、新たな地震防災対策事業として、耐震性の低い接着接合の継手を有する塩化ビニル管更新事業(平成25年度から令和9年度までの15年間、口径50mmから150mm、延長108.5km)を実施しており、ライフライン機能としての安全性の確保と地震などの災害に強い水道施設の構築に努めております。



【海部南部水道企業団水道事業の経緯】 (表1)

沿 革	名称	認可(届出) 年月日	認可番号	起工 年月	竣工 年月	給水 開始 年月	事業費 (千円)	目標 年次	計 画		
									給水 人口 (人)	1人1日 最大給水量 (L/人/日)	1日最大 給水量 (m ³ /日)
	創 設	S35.11.30	厚生省愛衛第808号	S35.11	S37.1	S37.2	330,000	S.49	50,000	150	7,500
	第1回変更	S36. 1.30	36指令防第10-2号	S35.11	S37.1	S37.2	330,000	S.49	50,000	150	7,500
	第2回変更	S40. 8.25	厚生省環第609号	S35.11	S37.1	S37.2	330,000	S.49	50,000	150	7,500
	第1期拡張	S43. 2. 7	厚生省環第58号	S43.4	S47.3	S47.4	682,905	S.47	85,000	300	25,500
	第1回変更	S44.12. 5	厚生省環第727号	S43.4	S47.3	S47.4	682,905	S.47	85,000	300	25,500
	第2期拡張	S46. 3.31	厚生省環第318号	S46.4	S53.3	S53.4	2,799,000	S.53	155,680	350	54,489
	第3期拡張	S63. 3.28	厚生省生環第295号	S63.4	S70.3	S64.4	4,585,000	S.75	92,800	640	59,400
	届 出	(H14.10.10)		()	(H14.11)	(H14.11)	(0)	(H.31)	(91,600)	(550)	(50,400)

◆ 第1期拡張事業 ◆



◆ 第2期拡張事業 ◆



◆ 第3期拡張事業 ◆

